

官立美術展覽會開設の急務(續)

黒田清輝氏談

▲美術家の憲法發布

我國では人爵杯は取るに足らぬものだと言傑振る一部の人はあつても、一般に爵位勳章を尊重して、一方には官尊民卑の風習が尙ほ未だ根底を留めて居るので、私設の展覽會杯では充分な獎勵發達の機關たる事は不可能である、さりとて同じ官設でも博覽會杯は組織も複雑で殊に一時的のものであるので是亦年々或時季に於て開設される政府監督の美術展覽會程重視されつゝあるものではないが彌よ官設展覽會の開設される事となつて政府で選定した審査員の手で作品の等級が定められる事となれば此會に於て優等と認められた出品の作者は社會に於て美術學校卒業以上の技倆あるものと認められるのは必定である、勿論佛國杯でも十九世紀に於ては稀には或程度美術眼を以ては判断をする事の出来ない様な優雋なる作物を出す程傑出した美術家が現はれて其作物をサルンに出陳せしめ得ない様な遺憾を感じる事もないではなかつたが、稀にさる遺憾な事があつたとしても官設美術展覽會の美術家を利する範圍は極めて廣いもので、其獎勵進歩の大機關となるは必定で要するに我國に官設美術展覽會を開設するのは美術家の價值を定め一方には美術家夫れ自身は如何にして國家に盡すべきかの途を開くもので、謂はゞ美術家の憲法發布の様なものなのである。

▲完成は三十年後

尤も憲法は發布されても之を適用する完全な人を得るのは容易ならぬ事で、大美術家として世に許されて居る人でも果して官設展覽會の審査員として適當であるか否かは問題で、審査員を選定するの一事さへ容易ならぬ困難な仕事であるから今後十年或は二十年位は試験時期と見て其間には多少の失敗も覺悟せねばなるまい併し斯の如く二時代も研究に費せば其内には展覽會に充分な價值を添へる人間も出來て來て組織も整ひ、會は益々有力となつて美術界の重鎮と稱する事が出來る様になつて其後三十年乃至五十年の間には佛國のサルンに劣らぬ世界から重視されるものとなる時期に到達するであらうと思はれるのである (完)

『中央新聞』明治三十九年二月三〇日